

一般管理費の考え方について

I. 一般管理費

一般管理費とは、直接経費（設備備品費、試作品費、人件費及び業務実施費）ではない間接的な経費を指し、当該経費は、直接経費に対して一般管理費率を乗じて得られた額とする。

II. 一般管理費率

一般管理費率の算定にあたっては、次のいずれか低い率を上限として適用する。
ただし、特殊要因がある場合は、協議のうえ一般管理費率を決定する。

- ①受託者の直近の決算より算定した一般管理費率
- ②受託者が受託規程等に定める一般管理費率
- ③10%

【特殊要因の具体例】

- ・一事業者における一般管理費率が過去複数年にわたり10%よりも高い場合（3ヶ年を一つの目安とする）

III. 一般管理費率の算定

一般管理費率の積算については、以下の計算方法により算出。なお、一般管理費率は小数点以下第二位を切り捨てるものとする。

【企業における計算式】

$$\text{一般管理費率} = (\text{販売費及び一般管理費} - \text{販売費}) \div \text{売上原価} \times 100$$

入札時又は委託契約の締結時点での直近の損益計算書から、『売上原価』『販売費及び一般管理費』を抽出し計算を行う。ただし、『販売費（販売促進のために使用した経費（例：広告宣伝費、交際費等））』について、決算書の注記事項などに記載がある場合には、その『販売費』を採用し、記載がない場合には、『販売費及び一般管理費』を『販売費』と『一般管理費』に区分した内訳書の提出を求め、その『販売費』を採用する。

【公益法人における計算式】

$$\text{一般管理費率} = \text{管理費} \div \text{事業費} \times 100$$

入札時又は委託契約の締結時点での直近の正味財産増減計算書の経常費用から、『管理費』『事業費』を抽出し計算を行う。ただし、『管理費』の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合はその費用を除外する。

【独立行政法人における計算式】

$$\text{一般管理費率} = \text{一般管理費} \div \text{事業費} \times 100$$

入札時又は委託契約の締結時点での直近の損益計算書の計上費用から、『一般管理費』『業務費』を抽出し計算する。ただし、『一般管理費』の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合はその費用を除外する。

【私立大学等における計算式】

$$\text{一般管理費率} = \text{管理費}^{\ast} \div \text{支出の部の合計} \times 100$$

$$^{\ast}\text{管理費} = (\text{人件費} - \text{教員人件費}) + \text{管理経費}$$

入札時又は委託契約の締結時点での直近の消費収支計算書の消費支出から、『管理費（人件費、教員人件費、管理経費）』『支出の部の合計』を抽出し計算する。

【その他】

上記計算式を参考に、決算書等から該当する費目を抽出し計算する。

IV. 一般管理費率の確認

落札者においては、落札した入札書の内訳を提出する際に以下の資料を添付し、確認等を受けることとなる。

①直近の決算により算定した一般管理費率の算出根拠（様式不問）

②受託規程等

③Ⅱ. ただし書きにより一般管理費率を決定する場合は、①の直近3ヶ年及び当該年度において文部科学省との契約に用いる一般管理費率の証明（様式不問）